

# 情報公開と個人情報保護

## 平成24年度実施状況報告

### 情報公開制度

情報公開制度は、区が保有する行政情報の内容を具体的に明らかにすることで、皆さんへの説明責任を果たし、公正で開かれた区政運営を保障していくための制度で、次の3つの制度があります。

#### ○開示請求制度

江東区情報公開条例に基づく開示請求権に対する義務的なもの

#### ○情報提供制度

条例上の請求とは異なり、申出を受けて区が任意に情報を提供するもの

#### ○情報公表制度

請求や申出を前提とせずに区が義務的に情報を公表するもの

### 情報公開の実施状況

平成24年度の公文書の開示請求(申出)件数は、延べ4,986件でした。このうち開示請求(義務的開示)によるものが3,522件、残り4,634件は情報提供申出(任意的公開)によるものです。

開示請求(義務的開示)の実施機関別内訳は、区長の事務に関するものが286件で、そのうち都市整備部または土木部が保有する土木・建設関係文書について開示を求めたものが計166件と最も多くなっています。その他の実施機関別内訳は、教育委員会が40件、区議会が20

平成24年度情報公開個人情報保護制度の実施状況 平成25年3/31現在

区分	請求件数	開示可否の決定件数					計	取下げ
		開示	一部開示	非開示				
				A	B			
公文書開示請求(義務的開示)	352	151	160	2	32	345	7	
情報提供(任意開示)	4,634	4,634	-	-	-	4,634	-	
情報公開件数合計	4,986	4,785	160	2	32	4,979	7	
自己情報開示等請求	110	61	27	1	20	109	1	

(注)非開示のB欄は、実施機関が対象文書を保有していない場合の文書不存在による非開示件数

### 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、区民の皆さんに、区が保有する自分の情報の開示、訂正、削除および利用停止を請求する権利を保障し、一方、区には、個人情報を利用し、適切に扱うための、次のようなルールを義務付けるものです。

#### ○個人情報保護制度は、区民の皆さんに、区が保有する自分の情報の開示、訂正、削除および利用停止を請求する権利を保障し、一方、区には、個人情報を利用し、適切に扱うための、次のようなルールを義務付けるものです。

自己情報の開示請求件数は110件あり、主なものは、福祉部の保有する介護保険認定関係書類が36件、その他区民部が保有する印鑑登録、住民票、戸籍、税証明関係書類が42件でした。

#### ○自己情報の訂正、削除および

○利用目的を明確にした個人情報の適正な収集  
○個人情報の漏えい、改ざん、滅失その他の事故防止のための必要な措置  
○目的外利用や外部提供の原則禁止  
○個人情報に関する業務登録とファイル登録  
○個人情報に係る業務処理を外部へ委託する場合等の外部委員による意見聴取  
○職員や受託業務従事者等への罰則適用

### 情報公開コーナー

利用停止の請求はありませんでした。

これらの請求・決定状況の詳細は、区役所本庁舎内2階こうとう情報ステーション内「情報公開コーナー」で閲覧できます。また、区の長期計画その他重要な基本計画、予算書、決算書、区議会本会議録、入札経過調査等の区政資料が閲覧できるほか、複写機(有料)と閲覧用のパソコン(無料)を設置しています。

### 自己情報開示等請求の実施状況

### 情報公開・個人情報保護窓口

各制度の利用請求の受け付けは、情報公開個人情報保護窓口のほか、各課でも行っています。お気軽にご相談ください。

☎(3647)4022

## 中小企業の

## 業績アップ支援セミナー

8/28(水)

経営基盤の強化、積極的な事業展開に取り組んでいる区内中小企業者の方を対象に経営戦略セミナーを開催します。

例を交えてご紹介します。  
時 8月28日(水)午後6時～8時  
場 産業会館(東陽4-5-18)第2会議室  
人 区内に事業所を有する中小企業の経営者または従業員20人(申込順)  
費 無料  
師 佐藤康二(中小企業診断士)

「自社・自店の強みは何か?」それを求めているお客様にアピールできていますか?いくら素晴らしい商品でも気づいてもらえなければ価値はありません。今回は中小企業支援の専門家が、小さい会社だからこそできる自社の魅力を再構築するブランドづくりのヒントを多数の事

申 7月25日(木)から電話または、ファクスに①住所②氏名③電話番号を記入し経済産業振興係へ☎(3647)2332 FAX(3647)8442

## 平日夜間電話相談を実施

### 特別区民税・都民税の納付相談

区では、特別区民税・都民税の納付が困難な方を対象に、平日夜間臨時電話相談を行います。日中の来庁や電話が困難な場合には、こちらをご利用ください。

### 「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」施行

#### 利用者はヘルメット着用を、事業者は駐輪場確保に努力を

自転車は環境負荷がなく、健康増進にも役立つ交通手段であり、通学や通勤、買い物などさまざまな用途に利用されています。しかし、自転車に関連する事故の多発、自転車利用者による危険な運転といった交通ルールやマナー違反、また、歩行者等の妨げとなる自転車の放置等が社会的な問題となっています。そこで、交通ルールの習得や点検整備の実施といった自転車利用者が守るべき事項を明らかにするとともに、行政、事業者、家庭といった関係者の役割を明らかにして、自転車の安全で適正な利用を社会全体で促進することを目的として、この条例が制定されました。

#### 事業者の責務の概要

○自転車の駐車需要を生じさせる事業者は、顧客、従業員等の駐輪場の確保、駐輪場の利用啓発等を行う努力義務があります  
○自転車通勤をする従業員のた

#### 自転車利用者等の責務の概要

自転車利用者は安全で適正に自転車を利用する努力義務があります。  
○自転車の安全で適正な利用に必要な技能・知識を習得しましょう。また18歳未満の子を持つ保護者は、交通ルールを

な場合は、ぜひこの機会にご相談ください。

時 7月26日(金)・29日(月)・31日(水)、8月5日(月)・6日(火)午後5時～7時

☎(3647)4153

※詳しくは東京都青少年・治安対策本部交通安全課のホームページをご覧ください。  
自転車の傘差し運転や携帯電話・イヤホン・ヘッドホンの使用、並んで走行することは禁止されています。違反した場合罰則が科されるほか、交通事故をおこすと莫大な損害賠償を求められることもあります。  
自転車走行中は必ず安全確認をし、歩行者を優先するなど交通ルールを守って交通事故にあわない、起こさないようにしましょう。

#### 交通対策課交通係

☎(3647)4784

#### 自転車対策係

☎(3647)4789

**数字で防災情報 ④**  
**300秒**

この数字は、東日本大震災の際、都内の超高層建物の最上階で長周期地震動により揺れた時間です。長周期地震動は、長い周期でゆっくり繰り返す揺れで、短い周期の揺れに比べて、揺れが収まりにくく、震源地から遠くまで伝わります。また、地震の震度が大きければ大きいとも限らず、震度が小さくても大きい場合もあります。高い建物の高層階が家具類の転倒・落下・移動の被害を受けやすい特徴があります。

☎ 防災課災害対策係 ☎3647-9587

